平成２３年（フ）第１９５４号
さいたま市桜区大字白鍬394番地　浦和しらくわ団地２―104
債務者　上野早希子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６５号
埼玉県蕨市塚越５丁目49番５号　ロットパレスⅡ201号
債務者　松田　　健
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６７号
さいたま市南区太田窪２丁目11番17号　六甲荘103
債務者　廣瀬　さよ
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７６号
埼玉県上尾市二ツ宮886番地１
債務者　恩田令子こと　恩田　冷子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
埼玉県春日部市上蛭田195番地２　県営春日部豊春北団地３棟102号
債務者　萩谷　昌道
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６０１号
埼玉県草加市柳島町247番地１
債務者　横田　英樹
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６３１号
埼玉県草加市草加４丁目５番１―408号
債務者　永嶋　菊矢
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６３２号
埼玉県春日部市中央２丁目24番地10　中央グリーンハイツ103号、旧住所埼玉県春日部市八木崎町４番地13
債務者　深井　　学
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６３６号
埼玉県草加市手代町1019番地２　沼田ハイツＧ棟101号、旧住所栃木県矢板市本町９番８号
債務者　佐々木晴美（旧姓高林）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
千葉県香取市佐原ロ2097番地323
債務者　木内　美香
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第１２４７号
大阪市東成区東中本２丁目６番８―606号
債務者　松田　　鉄
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７８２号
大阪市平野区西脇１丁目16番９―602号
債務者　岩室　博人
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２５号
大阪市城東区新喜多１丁目２番17―512号
債務者　芦田　大輔
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１３３号
大阪市北区中之島３丁目５番19―404号
債務者　遠藤　徳雄
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２１７号
大阪府茨木市北春日丘３丁目６―23、住民票上の住所兵庫県神戸市北区藤原台北町５丁目３番９―604号
債務者　大濱　　学
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３０４号
大阪府東大阪市新庄４丁目５番34号
債務者　平元　信安
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４８０号
大阪市浪速区大国１丁目12番23―405号
債務者　栗原　伸也
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５０１号
大阪府寝屋川市美井町６番３―302号
債務者　髙橋　良之
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで大阪地方裁判所第６民事部